

## めいぎん JCB デビット保証委託約款

株式会社名古屋銀行（以下「当行」という。）および、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）所定のめいぎん JCB デビット会員規約（以下「会員規約」という。）にて規定される会員は、次の各条項を承認のうえ、会員規約ならびに会員規約に付帯する特約・規定等（これらの特約・規定等と会員規約を総称して、以下「会員規約等」という。）を内容とする会員と当行および JCB との契約（以下「デビット契約」という。）に基づき会員が当行に対して負担する債務についての連帯保証を株式会社名古屋カード（以下「保証会社」という。）に委託する。

なお、本約款の用語の意味は、本約款において別途定義する場合を除き、会員規約の定義に従うものとします。

### 第 1 条(保証債務の範囲)

1. 本会員が保証会社に保証委託する債務の範囲は、デビット契約に基づき本会員が当行に対して負担する一切の債務（以下「被保証債務」という。）とします。
2. 本約款に基づく保証委託契約（以下「本契約」という。）は保証会社が審査のうえ、本契約の締結が適当と認めた場合に成立し、デビット契約の成立と同時に成立します。
3. 保証会社は審査の結果、本契約の申込をされた方（以下「申込者」という。）との間で、本契約を締結しない場合があります。この場合、申込者と当行および JCB の間のデビット契約も締結されません。

### 第 2 条(保証の解約)

保証会社は、次のいずれかの事由が生じた場合、(1)、(3) および (4) においては本会員に通知することにより、(2) においては通知を要せず当然に、本契約を解約することができます。この場合、保証会社は、当行と保証会社との間の保証契約も解約することができます。

- (1) 当行から被保証債務に係る連帯保証の解約について同意を得た場合。
- (2) 保証会社が本会員の当行に対する債務を代位弁済したにもかかわらず、本会員が保証会社から求償債権の請求を受けた日から 30 日間以内に、会員が第 4 条に規定する債務の全額を保証会社に弁済しなかった場合。
- (3) 会員の当行、保証会社もしくは第三者に対して負っている債務の状況その他の信用状況等に基づき、本会員の保証を継続することができないと保証会社が判断した場合。
- (4) 第 8 条の一つにでも該当した場合、第 8 条の表明が事実ではなかった場合、および第 8 条の確約に違反した場合等。

### 第3条(代位弁済)

本会員が別途当行が定めた支払期日における被保証債務の支払いを怠り、当行が保証会社に対し所定の方法により保証債務の履行を求めた場合、保証会社は本会員に対する事前の通知・催告をしないで保証債務を履行することができるものとします。

### 第4条(求償権の範囲)

保証会社が当行に対して保証債務を履行したときは、本会員は以下の各号に定める金員を保証会社に支払います。

- (1) 保証会社が当行に代位弁済した金員
- (2) 保証会社が弁済のために要した費用
- (3) 前各号について、保証会社が当行に代位弁済した日の翌日から支払済みに至るまで年14.60%割合(年365日の日割計算。うるう年は366日の日割計算。)による損害金
- (4) 前各号の金員を請求するために要した費用

### 第5条(事前求償等)

会員が、次のいずれかに該当する場合は、保証会社は第3条の保証債務履行の前に求償権を行使することができるものとします。

- (1) 一般の支払いを停止または破産・再生手続、金銭の調整に係る調停の申立てがあったとき。
- (2) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき。
- (3) 預金その他当行に対する債権について仮差押え・保全差押えまたは差押えの命令・通知が發送され保証会社に到達したとき。
- (4) 当行に対する債務について期限の利益を喪失したとき。
- (5) 虚偽の申告が判明したとき。
- (6) 会員の信用状態が著しく悪化するなど債権保全のため必要と合理的に認められるとき。
- (7) 会員規約に基づき会員としての資格を喪失したとき。

### 第6条(充当順位)

第3条に規定する保証会社による代位弁済がなされたときの本会員の保証会社に対する求償債権の支払いがその債務の全額に充たない場合は、支払金の債務への充当は、保証会社所定の順序により保証会社が行います。

### 第7条(届出事項)

- (1) 会員が保証会社に届け出た氏名、住所、電話番号(連絡先)等(以下、「届出事項」)

という。)に変更が生じた場合は、遅滞なく当行に届け出るものとし、当行と保証会社は届出事項を共有するものとしします。

- (2) 前項の変更届出がなされていない場合といえども、保証会社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、保証会社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとしします。また、会員は、保証会社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとしします。
- (3) 第1項の届出がないために、保証会社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、会員にやむをえない事情がある場合にはこの限りではありません。

## 第8条(反社会的勢力の排除)

1. 会員および申込者(以下併せて「会員等」という。)は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下上記の9者を総称して「暴力団員等」といいます。)暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行および保証会社の信用を毀損し、または当行および保証会社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとしします。
2. 保証会社は、申込者が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、保証委託の申込を謝絶することができるものとしします。また、保証会社は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第2条(4)の規定に基づき本契約を解約し、その他必要な措置をとることができるものとしします。
3. 前項の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について当行および保証会社に請求をしないものとしします。
4. 第1項の「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
  - (2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
  - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する

者

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

## 第9条(個人情報の収集、保有、利用、預託)

1. 会員等は、保証会社が会員等の個人情報（本項（1）に定めるものをいう。）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
  - (1) デビット契約を含む保証会社もしくは当行と保証会社との取引に関する連帯保証を行うか否かの審査もしくは保証委託後の管理のために、当行および保証会社が以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。
    - ① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、勤務先、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および会員規約第9条に基づき届け出た事項。
    - ② 入会申込日、入会承認日、有効期限等、会員等と当行、JCBおよび保証会社との契約内容に関する事項。
    - ③ 会員のカードの利用内容、支払状況、お問い合わせ内容および連帯保証を行うか否かの審査または債権回収その他の保証委託後の管理の過程において知り得た事項。
    - ④ 当行または保証会社が収集したデビット利用・支払履歴。
    - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項。
    - ⑥ 当行または保証会社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
    - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
  - (2) 本契約に基づく保証会社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項（1）①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
2. 会員等は、当行、JCB、保証会社およびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。（JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにて確認できます。  
<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管

理について責任を有する者は JCB となります。

#### **第 10 条(個人情報の開示、訂正、削除)**

1. 会員等は、当行、JCB、保証会社、共同利用会社および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
  - (1) 当行への開示請求：会員規約末尾に記載の当行相談窓口へ
  - (2) JCB、共同利用会社および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社への開示請求：会員規約末尾に記載の JCB 相談窓口へ
  - (3) 保証会社への開示請求：本約款末尾に記載の保証会社相談窓口へ
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行、JCB、保証会社および共同利用会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### **第 11 条(個人情報の取扱いに関する不同意)**

保証会社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本約款に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、本契約の締結を断ることや、本契約を解約することがあります。

#### **第12条(契約不成立時および退会後の個人情報)**

保証会社が本約款に基づく保証委託の申込を承認しない場合であっても保証委託の申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第 9 条に定める目的に基づき一定期間利用されます。会員規約第 29 条に定める退会の申出または会員資格の喪失後も、第 9 条に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当行と保証会社および JCB が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

#### **第 13 条(合意管轄)**

会員と保証会社の間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または保証会社の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### **第 14 条 (約款の改定)**

当行および保証会社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本約款を改定することができます。この場合、当行および保証会社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があ

ります。

2020年4月1日現在

※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。

個人情報の開示、訂正、削除等会員の個人情報に関するお問い合わせ窓口

○株式会社名古屋カード お客様相談室 TEL 052-322-7011

〒460-0013 名古屋市中区上前津2-4-5（名銀上前津ビル）

<受付時間> 平日9:00～17:00（土日祝、年末年始休）